

平成 22 年 8 月 13 日

経済産業省

商務情報政策局商務流通グループ商務課 御中

全 国 銀 行 協 会

「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（案）」に対する意見の提出について

平成 22 年 7 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(案)に対する意見

別紙

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	施行令第2条	金融商品取引法と同様に、資本金10億円以上の株式会社、適格機関投資家等との店頭商品デリバティブ取引については、商品先物取引業の適用除外としてほしい。	金融商品取引法との平仄をとるため。
2	施行令第2条第3号、第4号、第5号	業対象外となる海外商品先物取引業者をブローカーとする、本邦の商品先物取引業者が専ら自己トレーディング目的として行う海外商品先物取引の発注行為については、商品先物取引業の規制対象外との理解でよいか。	確認のため。
3	施行令第29条	広告等とは、金融商品取引法と同様に、複数の顧客に対して同様の内容の情報を提供する行為を指すとの理解でよいか。また、顧客ごとに顧客適合性・提案商品等を検討し、相対で勧誘する行為は広告等ではないことから、本条の適用を受けないとの理解でよいか。	確認のため。
4	施行令第32条	既に金融商品販売法第9条にしたがって勧誘方針を定め、掲示、公衆の閲覧に供しており、かつ商品デリバティブ取引についても従前から取り扱う他の金融商品と同様の方針のもと勧誘を行う場合には、商品デリバティブ取引個別の勧誘方針を別途制定する必要はないとの理解でよいか。	金融機関等は一般的に金融商品全般の勧誘方針を既に制定し、掲示しているため。